

深大寺通り周辺景観形成重点地区の景観形成基準に対する措置状況説明書
(工作物の新設等)

当該行為における景観形成に関する考え方

記載欄

(1) 配置

事業地や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらの資源が周辺の公共施設（道路・河川・公園）から眺望できるような配置とする。
--

記載欄

周囲の建築物や街並み、樹林等の自然資源等に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。

記載欄

(2) 高さ・規模

周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、崖線の台地部の高さから著しく突出した高さの工作物は避ける。
--

記載欄

崖線の低地部から崖線の縁が眺望できるような配置や規模とし、崖線の連続性を確保する。

記載欄

通りの歩行者に圧迫感を感じさせないように配慮する。

記載欄

(3) 形態・意匠・色彩

崖線の低地部から見たときに、崖線の縁や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。
--

記載欄

色彩は、計画に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。

記載欄

(4) 外構・緑化等

宅地部や田園部の閑静な街並み、崖線の低地部から視界に入る場所では、過度な照明を使用しない。

記載欄

	<p>緑化を行うに当たっては、崖線の植生に適した樹種を選定し、崖線の景観形成に寄与するとともに、植樹は、崖線の台地側から見たときに工作物への視界を遮るような配置とする。</p> <p>記載欄</p> <p>敷地内や屋上・壁面の緑化を推進し、緑豊かで落ち着きのある景観形成を図る。</p> <p>記載欄</p>
--	--

上記以外で特に景観に配慮した事項

--